第2章

弁護士自治に関する活動

第1節

資格審查

資格審査会は各弁護士会及び日弁連に置かれ、弁護士の登録、登録換え及び弁護士法第13条の登録取消しの請求に関して必要な審査をする機関である(弁護士法第51条第2項)。

弁護士法は、弁護士自治の立場から、弁護士の身分の問題について弁護士会及び日弁連に強力な権限を 付与しているが、それだけにその権限の適正かつ慎重な行使を保障する必要がある。そこで、弁護士会及 び日弁連から独立して弁護士の資格等を審査する資格審査会が設けられている。

1 日弁連資格審査会における審査及び議決件数

次の表は、日弁連資格審査会における審査及び議決の件数をまとめたものである。以前は、5年以上大学の学部等において法律学の教授等の職に在った者に弁護士資格を付与する弁護士法旧々第5条第3号をめぐる案件が多くを占めていたことが分かる。

沓料3-2-1-1	日弁連資格審査会における審査及び議決件数とその内訳
貝 イイン L I I	ロル 住身作番目立にのいる番目及し 哦人に致して ツバル

	付議件数(件)				議決件数(件)						
年 度	審査請求	登録請求	その他	計	審査請求				登録請求		=1
					認容	棄却	却下	差戻	認容	拒絶	計
1995		17 (16)		17					14 (13)		14
1996	2	18 (18)		20		1		1	17 (17)	2 (2)	21
1997	2 (2)	17 (17)		19	1 (1)	1 (1)			13 (13)	2 (2)	17
1998	1 (1)	16 (14)		17		1 (1)			14 (12)	1 (1)	16
1999	1	17 (17)		18		1			16 (16)		17
2000	2 (2)	29 (29)		31		1 (1)			31 (31)		32
2001	1	21 (20)		22		1 (1)			20 (19)	1 (1)	22
2002	3	29 (26)		32		3			27 (24)		30
2003	2 (1)	84 (82)		86		1 (1)			56 (56)	5 (5)	62
2004	4 (2)	74 (74)		78	1 (1)	3 (1)	1		86 (84)	4 (4)	95
2005		21 (18)		21					27 (25)	6 (5)	33
2006	2	27 (21)		29		2			21 (17)	2 (2)	25
2007	1	19 (16)		20					20 (16)	2 (1)	22
2008		19 (15)		19		1			14 (13)	5 (4)	20
2009	3 (2)	10 (9)		13	1 (1)	1	1 (1)		11 (8)	1 (1)	15
2010	2	14 (7)		16	1	1			10 (3)	1 (1)	13
2011	2	16 (11)		18	1				16 (14)	2	19
2012	4	17 (11)	1	22		5			11 (8)	4	20
2013	4	8 (3)		12	3	1			10 (6)		14
2014	3	15 (8)		18		3			13 (6)		16
2015	1	16 (10)		17		1			18 (12)	1	20
2016		16 (9)		16					14 (8)	1	15
2017	2	5 (3)		7	1	1			5 (3)		7
2018		12 (4)		12					10 (4)	1	11

- 【注】1. () 内は弁護士法旧々第5条第3号に基づく登録請求。
 - 2. 各年ごとの統計数字は、4月1日~3月31日のものである。
 - 3. 2012年度は、上記議決のほか、請求取下げにより1件終了している。
 - 4. 2012年度における付議件数の「その他」とは、登録換え請求である。
 - 5. 2016年度は、上記議決のほか、請求取下げにより1件終了している。
 - 6. 年度別登録者数とその内訳(弁護士登録前の職業と資格取得事由)の表(p.50)の内訳2、法旧々第5条第3号の数字と上記表の()内の数字が一致しないことがある。これは、①年度をまたいで登録手続がなされた場合、②資格審査会を経ないで登録された場合、③弁護士会が登録拒絶した後、日弁連で次年度に登録を認める旨の議決がなされた場合、④日弁連が登録拒絶した後、裁判所の確定判決で日弁連の決定が取り消され、日弁連が登録を認める旨の議決をした場合、の4つの理由に区分される。